

行旅病人及行旅死亡人取扱法の公告の掲示に用いる様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下「法」という。）

第9条の規定に基づく公告において、新潟市行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護取扱いに関する規則（昭和62年規則第35号）第7条第1号に規定する掲示場への掲示に用いる様式については、この要綱の定めるところによる。

(様式)

第2条 法第9条の公告の掲示に用いる様式は、第1号様式によるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式

新潟市公告第 号

年 月 日に行旅死亡人として取扱いした者について、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により公告する。

年 月 日

新潟市長

記

- 1 死亡者の年齢、性別等
- 2 体格
- 3 着衣
- 4 所持品
- 5 発見状況

（摘要）